

令和3年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：生産局畜産部食肉鶏卵課食肉需給対策室

品名（関税率関係）又は制度名（関税制度関係）		<品名> 生鮮・冷蔵牛肉及び冷凍牛肉								
改正要望の内容		<input type="checkbox"/> 改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第2条第2項 <input type="checkbox"/> 具体的な改正内容 「令和三年三月三十一日まで」とされているものを1年間延長する。								
税番	統計 細分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
020110	000	【生鮮・冷蔵牛肉】 枝肉及び半丸枝肉								
020120	000	その他の骨付き肉								
020130	010	骨付きでない肉（ロインのもの）								
020130	020	骨付きでない肉（かた、うで及びもものもの）								
020130	030	骨付きでない肉（ばらのもの）								
020130	090	骨付きでない肉（その他のもの）	50%	38.5%		50%	38.5%		50%	
020210	000	【冷凍牛肉】 枝肉及び半丸枝肉								
020220	000	その他の骨付き肉								
020230	010	骨付きでない肉（ロインのもの）								
020230	020	骨付きでない肉（かた、うで及びもものもの）								
020230	030	骨付きでない肉（ばらのもの）								
020230	090	骨付きでない肉（その他のもの）								
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		<input type="checkbox"/> 施行期日 令和3年4月1日 <input type="checkbox"/> 適用期間 令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日								

<p>改正を要望する品目又は制度をめぐる状況</p>	<p>① 現状</p> <p>我が国は、土地利用面で制約が大きく、主要な牛肉輸出国である米国、豪州と比べて生産条件が著しく不利であり、競争力確保のために規模拡大等の構造改革を鋭意進めている。中でも、比較的脂肪交雑が入りやすい和牛や交雑種については、品質的には輸入品とある程度の棲み分けができてきているものの、ホルスタイン種等の乳用種の牛肉は、品質、価格ともに輸入牛肉と厳しい競合関係にある。</p> <p>② 問題点</p> <p>安価な牛肉が大量に輸入されることにより、これまでの構造改革の成果が損なわれ、消費者への安定的な国産牛肉の供給に支障をきたすこととなる。</p> <p>一方で、国内生産量は、近年、増加傾向で推移しているものの、旺盛な食肉需要の増加に追いついておらず、輸入量が増加傾向にある。</p>
<p>改正の必要性と目的達成の見通し</p>	<p>① 改正の方向性</p> <p>牛肉は、海外と比べて生産コストの面で不利であることから、生産性の向上など国内生産の構造改革を進めているところである。このような中、安価な牛肉の大量輸入により、それまでの構造改革の成果が損なわれることなく、これを推進していくためには、WTO 交渉の結果により変更等があり得ることも考慮すると、一定の国境措置を暫定措置として確保することが不可欠である。</p> <p>また、ウルグアイ・ラウンド農業合意時の関係国との協議結果に基づき、WTO 協定税率よりも低い暫定税率を適用しており、当該国際約束を履行するため、暫定税率を維持していく必要があることから、改正を要望するものである。</p> <p>なお、WTO 農業交渉の結果により変更等があり得ることを考慮し、今回の暫定税率の延長期間は1年間を希望する。</p> <p>② 改正目的達成予定時期</p> <p>WTO 農業交渉の進展を見つつ、国内の構造改革が進み、十分な国際競争力が確保されるまでの間、延長を図る必要がある。</p>
<p>改正の効果と妥当性</p>	<p>① 改正によって期待される効果</p> <p>安価な牛肉の大量輸入による国内生産への影響を緩和することにより、国内の構造改革が推進され、国産牛肉の安定供給が確保される。</p> <p>また、ウルグアイ・ラウンド農業合意時における関係国との国際約束が履行される。</p> <p>【令和元年度における適用実績（「減税額」は試算値）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入実績：62 万トン、389,890 百万円 ・ 減税額：389,890 百万円 × (協定税率 50%－暫定税率 38.5%) = 44,837 百万円 <p>※減税額は、日豪 EPA、TPP11、日 EU・EPA、日米貿易協定に係る税率及び日メキシコ EPA、日チリ EPA に係る一次税率分を除いた額。</p> <p>② 改正によって生じうる影響</p> <p>—</p>

	<p>③ 改正の妥当性</p> <p>安価な牛肉の大量輸入が国内生産の構造改革に与える影響を緩和し、消費者に国産牛肉を安定的に供給していくには、ウルグアイ・ラウンド農業交渉時における国際約束に基づく当該関税率を引き続き維持することが必要である。</p> <p>また、ウルグアイ・ラウンド農業合意時における関係国との国際約束を履行する上でも、暫定税率の維持は必要不可欠である。</p>
政策評価・関連措置	<p>① 本要望に関連する政策評価</p> <p>—</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係</p> <p>—</p> <p>③ 政府方針と改正の関係</p> <p>令和2年3月31日に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、令和12年度における牛肉の生産努力目標を57万トン（枝肉換算）と設定しており、暫定税率は、この目標達成のために必要不可欠な国境措置となっている。</p> <p>また、ウルグアイ・ラウンド農業合意時における関係国との国際約束を履行する上で、暫定税率の維持は必要不可欠である。</p> <p>④ 関連措置</p> <p>肉用子牛生産者補給金制度：</p> <p>「肉用子牛生産安定等特別措置法」に基づき、牛肉の輸入自由化による肉用子牛価格等へ及ぼす影響に対処するため、肉用子牛生産者に対し、再生産に必要な価格水準を基本として補給金を交付。</p> <p>肉用牛肥育経営安定特別対策事業：</p> <p>「畜産経営の安定に関する法律」に基づき、肉用牛肥育経営の安定を図るため、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。</p>

○ 改正経緯

これまでの改正状況	<p>生鮮・冷蔵牛肉及び冷凍牛肉に係る暫定税率は平成7年度に導入され、現在まで延長されている。平成13年度以降、毎年度計20回の延長を行った。</p>
措置による効果	<p>ウルグアイ・ラウンド農業合意時における関係国との国際約束が履行されるとともに、消費者への安定的な牛肉供給に寄与してきた。</p>